

横手市認定地域クラブ活動の認定について

令和 8 年 4 月 横手市教育委員会

地域クラブ活動認定制度について

部活動を学校だけではなく、地域全体で支えていくことを目指し、部活動の地域展開に取り組んでいくため「地域クラブ活動認定制度」を設けました。「認定要件」を満たした地域クラブ活動の運営団体・実施主体は「横手市認定地域クラブ」とし、地域の受け皿となっただき、スポーツ・文化芸術活動の機会の提供や生徒のニーズに応じた活動の展開、他の学校の生徒や地域住民との交流など、多様で豊かな活動の充実を図ることをねらいとします。認定を受けた運営団体・実施主体については、活動場所の確保や指導者配置、大会派遣費補助等の支援をします。

手続きの流れ

※認定制度については、以下のページや「横手市地域クラブ活動の認定に関する要領」等の関係書類をご覧ください。

相談・調整・準備・手続き

- 地域クラブ活動の設立（部活動地域連携からのクラブ化含む）を検討している団体は、横手市教育委員会部活動地域展開コーディネーターまたは中学校に、地域クラブ活動設立（クラブ化）について相談する。
- 相談があった場合は、部活動地域展開コーディネーターと中学校および関係団体（市中体連専門部）等と次の事項について確認・協議を行う。

【活動内容・スケジュール】 □参加対象者 □指導者 □活動（目標、練習内容） □大会登録 □活動場所 □活動日・休養日
 □活動時間 □会費 □連絡手段 □使用用具と保管場所 □移動手段 □安全管理（施設管理、保険加入等）
 □相談対応窓口等の設置、学校との連携 □休日の段階的展開期間における活動内容や完全展開開始日
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、設立に向けて協議・調整が整い次第、「横手市地域クラブ活動の認定に関する要領」を確認のうえ、以下の横手市地域クラブ認定申請書（様式1～3）及び必要書類を横手市教育委員会教育指導課に提出する。

㊦地域クラブ活動認定申請書（様式1） ㊧在籍メンバー一覧表（様式2） ㊨認定要件確認・誓約書（様式3）
 ㊩地域クラブ活動規約または会則 ㊪指導者資格がわかる書類（認定証等）の写 ㊫保険加入証明書の写
 ㊬秋田県中学校体育連盟大会参加認定書の写（毎年度） ㊭教職員が役員・指導者の場合は「兼職兼業の許可証」の写
 ※㊫については前年度末までに秋田県中学校体育連盟に認定申請が必要

報告・説明・周知

- 横手市教育委員会は、地域クラブ活動認定申請を受けたとき、教育総務課・教育指導課・学校教育課・スポーツ振興課が申請書類をもとに、必要に応じて代表者との面談や現地視察等を行ったうえ、協議・審査する。教育長は、認定要件を満たしていると判断した場合に地域クラブと認定し、「横手市認定地域クラブ」とする。結果については、「横手市地域クラブ活動認定通知書（様式4）」により通知する。通知書が届いた段階で認定完了となる。認定の有効期間は認定した年度から翌々年度末までの最長3年間とする。
- 認定を受けた地域クラブは「横手市地域クラブ活動認定通知書」（写）を関係中学校に提出し、「認定地域クラブ活動」について報告する。
- 関係中学校は、当該地域クラブの設立や活動内容、スケジュール、クラブ員募集等について生徒・保護者・当該校区小学校・地域に周知する。
- 関係中学校は生徒の参加状況や完全展開年度を見据え、当該部活動の募集停止及び設置の継続について検討し、適時、地域展開スケジュールや募集停止年度を生徒・保護者・当該校区小学校・地域に周知する。

活動実施・相談支援

- 認定地域クラブは、加入について募集要項やホームページ等で公募し、加入及び脱退に応じて名簿を適宜、関係中学校及び教育委員会に提出する
- 中学校と認定地域クラブは、部活動「改革実行期間」においては、部活動とクラブ活動は連携・調整を図りながら実施する。
- 教育委員会は、「認定地域クラブ」については、活動場所・環境支援や指導者配置支援、大会派遣費補助、大会参加時のスクールバス利用等の支援を行う。
- 教育委員会は、生徒・保護者・指導者のトラブルやクラブ活動運営等について、相談対応窓口を設置し、運営主体と関係学校と連携し、対応する
- 地域クラブは、兼職兼業教員が地域クラブ活動の指導及び運営に従事している場合は、労働時間（月ごと）について当該小中学校に報告する。
- 兼職兼業教員の所属する小中学校の校長は、地域クラブ活動の従事内容や当該校勤務時間外在校等時間と地域クラブ活動従事時間について確認し必要に応じて当該教員や運営団体・実施主体と協議する。労働時間等、勤務に関する改善が見られない場合は教育委員会に相談する。

横手市における部活動の地域展開ガイドライン

「横手市地域クラブ活動の認定に関する要領」第2条第2項関係

地域展開に向けた環境整備 ＊ 教育委員会＊

(1)地域クラブ活動への参加者

- ・学校部活動に所属している生徒、所属していない生徒、スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒障害のある生徒など希望するすべての生徒が対象

(2)地域の受け皿となる運営団体

- ・スポーツ少年団、スポーツ・文化芸術協会・連盟市スポーツ協会登録団体、クラブチーム、企業・民間事業者、道場・教室スクール、プロチーム等
- ・複数の学校部活動が連携して活動する団体

(3)地域展開の進め方

- ・地域の実情に応じて準備が整ったところから休日の地域クラブ活動の環境整備を進める
- ・平日の地域クラブ活動は、休日の取組進捗状況を検証し、地域の実情に応じて段階的に推進する

(4)大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格の見直し、後援や補助、施設貸与（減免）等の支援を検討
- ・教職員等の大会運営への従事およびサービスの明確化
- ・災害や天候等の健康・安全に関わる対応

地域展開の手順

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①協議会の設置・定期的な実施 | ⑦運営団体の「規約・方針」の策定 |
| ②推進計画等の策定と情報発信 | ⑧費用負担の軽減 |
| ③ニーズ・課題の把握・分析 | ⑨教員の兼職兼業や大会役員業務に係る制度 |
| ④地域クラブ等運営団体の設立 | ⑩生徒、保護者、関係団体、地域への情報発信 |
| ⑤指導者の確保 | |
| ⑥活動場所の確保 | |

地域クラブ認定制度

+ 地域クラブの運営ガイドライン+

1 適切な運営体制の構築

(1)地域クラブ規約の策定・公表

- ・規約を策定し、入会前に生徒・保護者に説明し、理解を得る

(2)クラブ運営方針等の策定・公表

- ・県・市の方針を踏まえた運営方針を策定し、活動の方向性を示す

(3)競技団体や大会等への参加登録

- ・大会の参加資格要件等を確認する。中体連の大会に出場する場合は、前年度末に登録申請する

(4)会費の設定と適切な会計処理及びその公表

- ・生徒や保護者の理解を得て、可能な限り低廉な会費を設定する
- ・公正かつ適切な会計処理と情報開示

(5)保険への加入

- ・ケガ等を補償する、個人賠償責任保険に加入
- ・移動中や送迎中も適用となる保険を適用

(6)ガバナンスコードの策定・公表

- ・適正なガバナンス体制を確保し、開示して運営の透明性を確保

(7)相談窓口の周知

- ・生徒や保護者、地域住民等へ相談窓口を発信

(8)関係団体と連携

- ・協議会等へ参画し、情報共有と連絡調整を行う

2 適切な指導体制の構築

(1)指導者に求められる資質・能力

- ・生徒理解、コミュニケーション能力
- ・実技指導などの専門性、著作権侵害等の理解
- ・大会等の引率、大会役員等の業務、会計管理
- ・安全確保、市の方針・ガイドラインの遵守

(2)指導者資格の取得

- ・公的に認められた資格を有する人材の確保

(3)指導者としての質の保障

- ・生徒・保護者との関わり、生徒の心身の健康
- ・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶
- ・部活動説明会や指導者研修会、初任者研修会の実施

(4)指導者の確保

- ・スポーツ・文化芸術団体の指導者、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、県指導者人材バンクの活用、ICTを活用した遠隔指導

(5)生徒の多様な活動への理解

- ・特定の種目だけでなく、また、大会等での成績・実績重視だけでなく、生徒のニーズに応じた自主的・自発的に参加する多様な活動を尊重

(6)教師等の兼職兼業

- ・円滑に兼職兼業の許可が得られる規定や運用

3 活動時間の設定と管理

(1)適切な活動時間や休養日等の設定

- ・身体的・心理的な疲労の蓄積を考慮し、休養を十分に確保する
- ・医・科学的観点に基づき、市の方針の活動時間や日数の基準に準拠する

(2)活動場所の確保

- ・公共のスポーツ・文化施設及び学校施設の活用
- ・学校施設の活用については、関係団体で協議し、連携を図る
- ・指定管理者制度や業務委託を取り入れる等、安定的・継続的な運営支援
- ・利用料の低廉（減免）等の保護者負担軽減

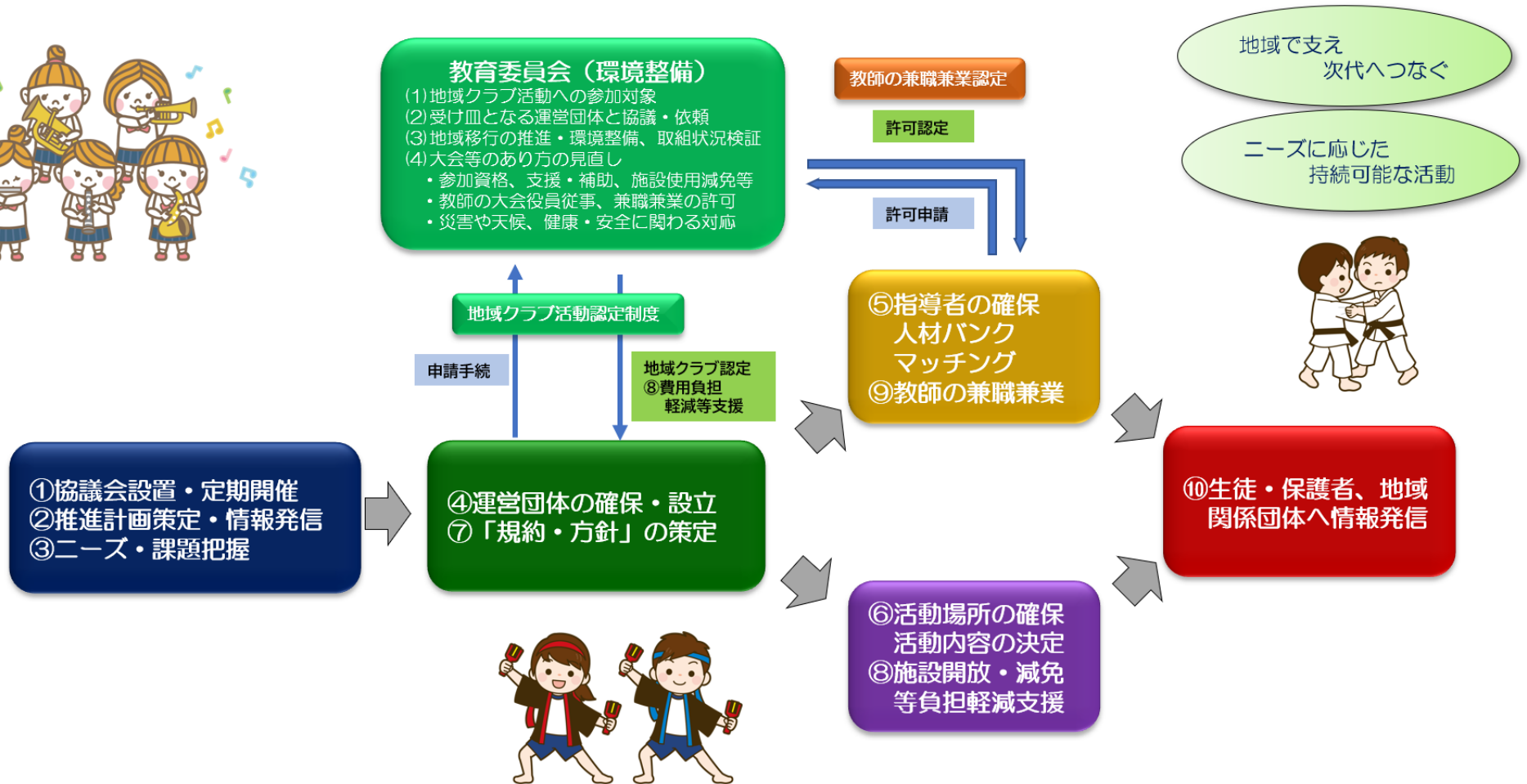
(3)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・限られた時間の中で効果を上げる活動の工夫、タイムマネジメントを推進
- ・活動内容や休養日等を生徒や保護者に周知する
- ・有資格者など専門性の高い人材を招いての研修

(4)学校等との連携

- ・生徒の活動過多・兼職兼業の許可を得た教員の指導過多を予防するため、学校と情報共有
- ・地域で実施されている活動や活動状況の発信
- ・共通理解を徹底し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障

横手市における部活動地域展開フロー



地域クラブ活動認定制度

